

鳥取県屋外広告物条例の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年6月26日
住まいまちづくり課

鳥取県屋外広告物条例の一部改正に係るパブリックコメントを実施したのでその結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年5月27日（月）から6月10日（月）まで
- (2) 周知方法等
 - ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
 - ・商工団体、鳥取県広告美術業協同組合等関係機関への意見募集の通知
- (3) 受付意見数 7件（5人）

2 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済（◎） 一部盛込済（○） 今後検討（△） その他（－）

項目	意見の内容	対応方針	対応
全般	屋外広告物の管理が現状では十分でない。許可期間中に空き店舗になった時どうしていくのが課題。空き店舗にも屋外広告物は設置されている。屋外広告物の所有者と広告主が違う場合もある。それを明確にし指導していくべき。所有者不明の屋外広告物も増えているので監視してもらいたい。	管理が不十分な広告物については、今年度、許可権者である市町村に違反広告物の是正指導を依頼することとしている。 是正指導は、許可を受けた広告主に対して行うが、広告主が不明な場合は所有者に対して行っている。	◎
管理義務を負う者の拡大	事故が発生した場合の責任の所在を明確にできるようにしてほしい。	今回の改正では、条例で定める適正な管理義務を課す者に、所有者及び占有者を加え、これらの者にも管理責任があることを明確にすることとしている。 事故が発生した場合には、管理義務を課す者が責任を負うことになるが、これらの者のうち、一義的に責任を負う者については、当事者間の契約内容により判断することになるので、条例には規定しない。	○
安全点検の義務付け	安全点検を「所有者等（広告主、管理者、所有者及び占有者）」に義務付けるとあるが、この中で誰がすべきか又はこれらの者の順位を明確にして欲しい。	安全点検の実施は、所有者、設置者など当事者間の契約によるべきものなので、安全点検の義務を負う者の順位までは条例に規定しない。	－
	安全点検結果の報告を「所有者等」に義務付けるとあるが、誰がすべきか明文化した方がいい。	安全点検結果の報告は、既存広告物の許可申請時に行うようにしており、申請を行う設置者又は表示者（広告主）に対して義務付けることとしている。	◎
	有資格者について、実際に広告物の点検調査を行っている者であるべき。 屋外広告物点検技能講習修了者との有資格者との技量の差が大きい。有資格者でなおかつ屋外広告物点検技能講習修了者が望ましい。具体的に広告主等に対応策、処置方法の提案が出来なければならない。	安全点検を行うことができる有資格者は、工作物の構造に関する基礎的な知識を有する者として、国がガイドライン等で示している屋外広告士及び屋外広告物点検技能修了者に加え、建築士、電気主任技術者、電気工事士等としている。 適切な安全点検が実施できるよう有資格者に対して、屋外広告物点検技能講習の受講を促していく。	△
禁止区域における適用除外	禁止区域においても、公益上必要な情報と併せて広告を表示する広告物について、許可を得て設置することができるが、そのような広告物があるのか。定義があいまいではないか。許可を行う市町村によって扱いに差が出るのではないか。	現在、県内（屋内を除く）に該当する広告物はない。当該広告物の詳細（規模、明彩度等）は許可権者である市町村の意見を聞いた上で規則等で定めるが、対象は、国又は地方公共団体が表示又は設置する広告物とする予定である。	△
その他	屋外広告点検技能者の養成が必要。	日本屋外広告業団体連合会等が主催する屋外広告物点検技能講習の受講を屋外広告業登録業者に促していく。（令和元年10月に米子市において開催予定）	－

3 今後のスケジュール

令和元年9月定例県議会に条例改正案を付議する予定

鳥取県屋外広告物条例の一部改正(案)の概要

住まいまちづくり課

全国的な屋外広告物の落下事故の発生及び外国人観光客の増加に伴う観光案内看板等の規制の弾力化が求められていることを受けて、平成29年3月に国土交通省の屋外広告物条例ガイドラインが改正された。

これを踏まえ、鳥取県屋外広告物条例について、以下の改正を行う。(令和元年9月改正予定)

- ①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化
- ②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)の広告禁止区域における適用除外
※デジタルサイネージ(電子案内板)とは平面ディスプレイ等によって映像や文字を表示する広告媒体

1 経緯・背景

○安全点検の義務化について

- 平成27年2月に、札幌市で屋外広告物(袖看板)が落下、通行人の頭部を直撃し重傷を負う事故が発生し、その後も全国各地で屋外広告物の事故が相次いだ。
- 国は屋外広告物条例ガイドラインを改正し、各自治体に屋外広告物の安全点検の義務化等の取組を求めており、現在12府県で屋外広告物条例が改正され、他の都道府県でも改正が検討されている。
- 鳥取市(中核市)と倉吉市(景観行政団体)は、独自の屋外広告物条例を施行しているが、県の条例改正に追隨して条例を改正する予定。

○公共デジタルサイネージに関する規制の運用弾力化について

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日)において、多言語表示に対応した観光案内看板(公共デジタルサイネージ)への広告掲出に係る規制の運用を弾力化と位置付けられている。
- 屋外広告物条例ガイドラインの改正が行われ、公益上必要な施設に表示するものに限り禁止区域での掲出を認める規制緩和が示された。

2 令和元年度条例改正の内容

①有資格者による屋外広告物の安全点検の義務化に関するもの。

項目	改正内容	改正の理由
安全点検の義務付け	屋外広告物の安全点検の実施及び許可更新時(2年ごと)に点検結果の報告を義務付ける。	屋外広告物の落下事故が全国で発生していることを踏まえ、有資格者に安全点検及び点検結果報告させることを義務付けるため。

②公益上必要な案内看板等(デジタルサイネージを含む)に係る屋外広告物規制の緩和を図るもの。

項目	改正内容	改正理由
禁止区域の適用除外	禁止区域において、公益上必要な施設又は物件に表示、設置する物件であって、その広告手数料を当該公益上必要な施設、物件の管理に要する費用に充てる場合は知事の許可を得て設置を可能とする。	公益上必要な施設に民間広告を表示し、その広告手数料を設置、管理費用に充てることで、このような施設の設置を促進する取組を拡大していくため。

3 屋外広告点検技術者の養成

条例改正施行に向けて、令和元年秋に鳥取県広告美術業組合が屋外広告物点検技能講習会を開催し、安全点検を行うことができる有資格者(技術者)の養成を行う予定であり、県も必要な支援を検討する。

<参考>

中国地方の条例改正状況

	条例改正状況	資格者要件	点検時期	許可期間
広島県	平成29年度改正	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、電気主任技術者、電気工事士	更新申請時	1年以内
島根県	未定	検討中	更新申請時	3年以内
岡山県	未定	屋外広告士と同等と認められる資格者	検討中	1年以内
山口県	令和元年度末改正予定	屋外広告士、建築士、点検技能講習修了者、特定建築物調査員、資格保有者が在籍する屋外広告業登録事業者	3年ごと	1年以内

※条例改正予定の県の記載内容は検討中の内容